

## 第9節 水防計画

洪水又は高潮等による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するための水防活動は、徳島県水防計画及び水防管理団体の水防計画により実施するが、その概要は次のとおりである。

### 第1 実施責任者

水防活動の責任は、水防管理団体にあり、県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう、指導と水防能力の確保に努める責任を有するものである。

（主な実施機関）  
市町村，県（河川課）

### 第2 水防体制

#### 1 県の水防体制

県の水防体制は、次のとおりとする。

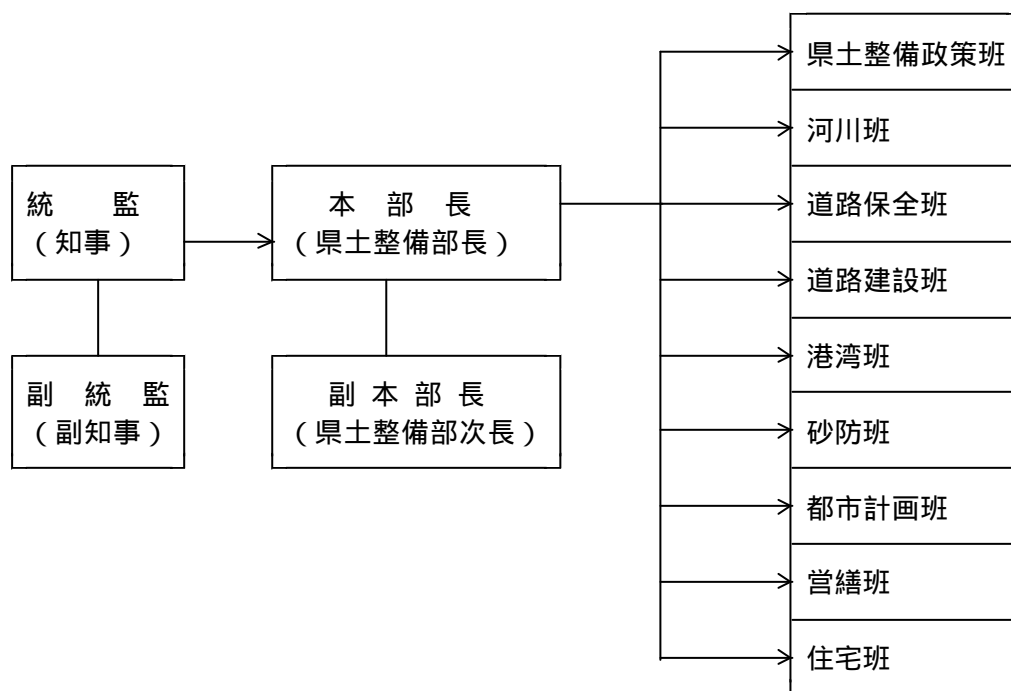
##### (1) 徳島県水防本部

###### イ 設置

知事は、洪水又は高潮等による危険があると認めるときは、徳島県水防計画の定めるところにより徳島県水防本部を設置する。

###### ロ 組織

（班長 = 関係各課長）



統監不在のときは、副統監が、本部長不在のときは副本部長がそれぞれ代行する。

## (2) 非常配備

常時勤務から水防非常体制への切換を確実に迅速に行うとともに、勤務員を適当に交代休養させ、長時間にわたる非常勤務活動の完備を期するため、次の要領による非常配備を行うものとする。

### 水防非常配備の種類

#### イ 第一配備体制

大雨注意報等が発表され、相当な災害の発生が予想されるとき又は、台風が本県に接近する恐れがあるとき。

「徳島県津波注意」の津波注意報が発表されたとき。

(少数人員)

#### ロ 第二配備体制

暴風、大雨、洪水警報等が発表されたとき。

台風が本県を通過することが確実とされたとき。

河川が警戒水位に近づいたとき。

「徳島県津波」の津波警報が発表されたとき。

(所属人数の約半数)

#### ハ 第三配備体制

事態が切迫し、危険性が大で第二配備体制では処理しかねると認められたとき。

(所属全員)

土木事務所は本部の指示によるほか、適宜その状況に応じて本部との協議の上、非常配備を行うものとする。非常配備を整えたときは、すみやかに水防本部長に報告する。

もし事態が長引くときは、所属長において適宜交代させることができる。